

第4部 整備市場の概要

- 4-1 アフターマーケットとは？ 89
 - 4-1-1 アフターマーケットの商品構成 89
 - 4-1-2 アフターマーケットのサービス事業者 90
- 4-2 自動車整備業の法規制 91
 - 4-2-1 分解整備認証工場 91
 - 4-2-2 分解整備認証工場の基準 92
 - 4-2-3 指定工場の基準 94
- 4-3 整備工場の実態 97
 - 4-3-1 整備工場の企業形態 97
 - 4-3-2 整備工場の年間整備売上高と部品仕入額 99
- 4-4 自動車のメンテナンスに関する諸法令 100
 - 4-4-1 自動車ユーザーの義務 100
 - 4-4-2 自動車ユーザーへの情報提供 101
 - 4-4-3 車検制度、整備命令等 102
- 4-5 補修部品流通の課題 103
 - 4-5-1 補修部品流通の特徴 103
 - 4-5-2 地域部品商の役割 104

4-1 アフターマーケットとは？

4-1-1 アフターマーケットの商品構成

アフターマーケットとは、新車が販売された後（アフター）の市場である。

新車が販売されて廃車されるまでの間、クルマは常に使用され続ける。

その過程で、整備、部品交換、車検、定期点検、修理、用品装着など、様々な需要が発生する。

アフターマーケットとは、クルマの使用過程で発生する、ユーザーのカーライフに関する様々な需要に対応する市場である。

日本では新車が販売されてから廃車されるまでの間に、平均して2人のユーザーに所有される。

クルマは最初に新車ディーラーで販売され、二度目からは中古車販売店、ディーラー、整備工場等で販売される。

アフターマーケットの商品構成

商品ジャンル	商品構成
法定需要	車検整備、定期点検
メンテナンス	オイル、タイヤ、バッテリー、各種消耗部品の交換
事故車整備	鈑金修理、塗装、フレーム修正、アライメント調整
故障修理	不具合、故障の診断と修理
カーディティーリング	ボディコーティング、ルームクリーニング、軽鈑金、軽補修、洗車
用品販売	ナビ、オーディオ、アルミホイール、各種電装品の取付け&販売
中古車商品化	カークリーニング、整備（消耗部品の交換）、補修&用品装着

これらのサービス商品は、補修部品、用品、オイル・ケミカル、資材、工具等の供給を必要とする。

サービス事業者は、これらを供給する役割を果たすのが部品商である。

4-1-2 アフターマーケットのサービス事業者

アフターマーケットのサービス事業者

区分	事業場数
整備工場	6万7000工場※
新車ディーラー	1万6000工場
钣金工場、塗装工場	6万工場
中古車販売店	1万店（整備工場併設、整備工場無し）
フリート（自家工場）	3900工場
ガソリンスタンド	4万2000給油所（内セルフ8500）
カーショップ、タイヤショップ	4400店

※専業工場＋兼業工場数（約7万工場）から、異業種（カーショップ、ガソリンスタンド等）の認証工場数（約3000工場）を引いたもの。

この他に、専門チャネルとして電装店、ガラス施工店、カークリーニング、チューニングショップ等がある。

◎部品商の主要顧客

上記の中で部品商の主要顧客は整備工場と钣金・塗装工場である。

大手の整備工場は钣金工場や塗装工場を併設しており、最近では大手の钣金・塗装工場が整備工場を併設する例も増えてきた。

以下の表の空欄を埋めて、自分の担当顧客を分析してみよう。

業態	顧客数	売上高	利益額
整備工場専業			
钣金工場専業、钣金・塗装工場			
整備工場（钣金・塗装工場併設）			
自家工場（フリート）			
ディーラー			
中古車販売店			
ガソリンスタンド			
その他			

4-2 自動車整備業の法規制

4-2-1 分解整備認証工場

認証工場と非認証工場

分解整備認証工場	エンジン、ブレーキ、サスペンションなど安全に直結する部位を分解整備する事業者は、分解整備の認証を取得する必要がある。1951 年より導入された制度。現在、整備工場、ディーラー、カーショップなど約 9 万工場が認証を取得。車検整備など保安上重要な部分を点検・整備するには認証取得が必要（取締強化により钣金工場などが新たに認証取得している）。
非認証事業者	保安上重要な部位以外の整備、オイル、バッテリー、タイヤなどの交換は分解整備には当たらない。GSS、カーショップのピット作業は非認証でも実施できる。

認証工場には「認証だけ取得（認証工場）」と「指定工場」がある。

指定工場	一般に「民間車検工場」と呼ばれる。国の車検場に代わり、車検（継続検査、中古車新規検査）を実施して、保安基準適合証を交付できる工場。1962 年より導入。国の検査を代行するためコンプライアンスが求められ、定期的な国の監査が実施される。現在、2 万 9000 工場ある。
認証工場	分解整備の認証だけを取得した工場で、一般に認証工場と呼ばれている。現在、6 万 1000 工場ある。

◎認定工場

この他、数は少ないが認定工場がある。これは以下の 2 タイプある。

- ① 優良認定工場・・・1970 年までは、認証工場→優良認定→指定工場のステップを踏まないと指定工場になれなかった。その時に優良認定を取得した工場が残っている（約 1400 工場）。今は、認証工場から直接、指定工場になれるので、優良認定を取得する必要が無い。
- ② 特殊分野（車体、電装、原動機、タイヤ）の認定工場。全国で 1650 工場ある。これらのビジネスを行うのに、認定取得は必須でないため数が増えない。

◎専門認証工場

原動機、制動装置など特定部品専門認証工場。全国で 5100 工場ある。

4-2-2 分解整備認証工場の基準

◎分解整備工場の種類

分解整備工場は以下の3種類があり、取扱い車種により、設備機器、作業場面積について必要な要件が定められている。

普通自動車分解整備事業	大型トラック・バスから小型乗用車までの分解整備をカバーしているが、軽自動車は含まない。
小型自動車分解整備事業	小型車と軽自動車の分解整備が可能。
軽自動車分解整備事業	軽自動車の分解整備が可能。

例えば普通・小型・軽の乗用車と小型トラックを整備したい場合は、普通自動車整備事業と小型自動車整備事業の認証が必要となる。

◎人的要件

整備主任者（1人）の他に、分解整備に従事する人員が最低1人は必要（整備工員であるが、整備士の資格が無くても良い）。

なお、多数の整備工員がいる場合には、4分の1が自動車整備士の資格者（1級、2級、3級）であることが必要。

◎整備主任者の条件

整備主任者の資格は以下のいずれかが必要。

国の一級、または2級整備士資格

国の自動車検査官を経験した者

軽自動車検査員を経験した者

◎面積基準

分解整備工場の種類別（普通自動車、小型自動車、軽自動車）に屋内作業場（車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場）、車両置場の面積が定められている。間口、奥行まで、細かく規定されている。

◎設備基準

認証工場が装備すべき設備器具について品目が定められている。

○印は対象とする装置取外し分解整備を行う事業場が、当該各欄に掲げる作業機械等を備えなければならないことを示す。

認証工場の設備基準

作業機械等		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○
	(3) チェーン・ブロック	○						○
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○
	(6) 充電器	○						
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○
点検計器 及び 点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○
	(2) 比重計	○						
	(3) コンプレッション・ゲージ	○						
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○		
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○			
	(6) タイミング・ライト	○						
	(7) ノズル・テスタ	○						
	(8) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○
	(9) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○	
	(10) トーイン・ゲージ			○	○		○	
	(11) キャンバ・キャスト・ゲージ			○	○		○	
	(12) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○		○	
	(13) タイヤ・ゲージ			○				
	(14) 亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○
	(15) 検車装置	○	○	○	○	○	○	
	(16) 一酸化炭素測定器	○						
	(17) 炭化水素測定器	○						
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○		
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○		
	(3) グリース・ガン	○	○	○	○	○	○	○
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○

4-2-3 指定工場の基準

認証工場と指定工場の違い（車検整備に関して）

認証工場	自社工場内で点検&整備⇒国の車検場に車両を持ち込み車検を受ける
指定工場	自社工場内で点検&整備⇒自社の検査場で検査⇒自動車検査員が保安基準適合証を交付⇒書類のみ国に提出

◎指定整備基準

指定の取得には以下の2つがある。

- ① 単独型・・・個々の工場で検査設備を持つ
- ② 共用型・・・複数の特定指定工場が検査設備を共用する

「特定指定工場制度」＝敷地面積の不足等から検査設備が設置できない認証工場が他の指定工場等の検査設備を共有することで指定を取得できる制度。全国で約1700工場ある。

いずれの場合も以下の基準を満たしている必要がある。

- ① 指定基準（国土交通省通達）に適合する設備、技術、管理組織
- ② 自動車検査員の配置
- ③ 自動車検査設備の完備

①指定基準に適合する設備

- ・屋内作業場の面積は「車両整備作業場」「点検作業場」については認証基準同等以上であること。
- ・認証基準面積に加え「完成検査場」（対象の車両が検査できる面積）、「その他の作業場」（機械加工、原動機・塗装・鍛冶等の作業場）が必要と定めている。

②人的要件

- ・整備工員数＝4人以上（ただし、大型車を扱う工場は5人以上）
2007年4月より、従来の5人以上が4人以上に変更された。
- ・整備士数＝2人以上（工員数の内数）
- ・整備士保有率＝全整備要員の3分の1以上

③設備機器基準

認証工場に必要な設備にプラスして、以下の設備が必要（保有が必要なものと、保有が望ましいものがある）。

審査基準	設備機器	備考
保有が必要	シャシ・ルブリケーター	二輪のみを対象とする場合は不要
	オイル・バケットポンプ	
	ホイールバランサ	大型特種のみを対象とする場合は不要
	ラジエーター・キャップ・テスト	
	レギュレーター・テスト	
	コンデンサ・テスト	自家工場であって、ディーゼル車のみを対象とする場合は不要
	コイル・テスト	
保有が望ましい	検査装置	検査台、リフト、ピット等
	フリー・ローラ	四輪車を対象にする場合に限る。可搬式のものでも可
	電子計測装置	オシロスコープ等

◎自動車検査設備

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を実施するために必要な屋内作業場（＝検査場）を事業地内に有していること。
- ② 検査用機械器具（＝車検機器）は、対象とする種類の自動車を検査できるものであって、次に掲げるものを備えていること。

車検機器	備考
ホイール・アライメント・テストまたはサイド・スリップ・テスト	対象車種に4輪以上の自動車が含まれていない場合は不要
ブレーキ・テスト	
前照灯試験機	
音量計	
速度計試験機	
一酸化炭素測定器	軽油を燃料にする自動車のみを対象とする場合は不要
炭化水素測定器	
黒煙測定器（オパシメーター）	対象車種に軽油を燃料にする自動車が含まれていない場合は不要

- ③ 検査用機械器具は国土交通省の型式認定品（旧型式認定）、またはJATA（日本自動車輸送技術協会）の証明を受けたものであること。

◎自動車検査員

自動車検査員は事業場ごとに選任する。検査員の資格は以下のいずれかが必要。

- ① 整備主任者として1年以上の実務経験を有し、かつ、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局の行う教習を終了した者。
- ② 自動車検査官あるいは軽自動車検査員としての経験を有する者

認証工場及び指定工場の基準

1) 施設の面積要件

事業の種類	対象自動車の種類	認証工場							指定工場		
		屋内作業場					車両置場		※屋内作業場		完成検査場
		車両整備		部品整備	点検作業				現車作業	部品整備	
		間口	奥行		間口	奥行	たて	よこ			
普通自動車分解	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m以上	11m以上	130㎡以上	12㎡以上	
	大型特殊 普通自動車(中型) ・最大積載量2t以上 ・乗車定員11人以上 ・上欄以外	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m以上	8m以上	100㎡以上	12㎡以上	
	普通自動車(小型) ・貨物自動車 ・特種用途自動車 ・上二欄以外	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上	72㎡以上	10㎡以上	
	普通自動車 小型四輪自動車 小型三輪自動車 ・上三欄以外	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	3.5m以上	64㎡以上	8㎡以上	
	小型二輪自動車	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	21㎡以上	4㎡以上	
軽自動車	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上	35㎡以上	6.5㎡以上		

※指定工場欄中、屋内作業場は認証工場欄中、屋内作業場との兼用可

・認証工場設備、指定工場設備及び部分認証に関しては管轄する運輸支局にお問い合わせください

2) 要員要件

	認証工場	指定工場
事業場管理責任者	—	1人
工員数	2人以上	4人以上(注意1)
うち主任技術者	—	1人以上
うち整備主任者	1人以上	1人以上
うち自動車検査員	—	1人以上
うち整備士	1人以上かつ保有割合1/4以上	2人以上かつ保有割合1/3以上(注意2)

(注1) 対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上及び乗車定員30人以上を含む場合は5人

(注2) 自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く

4-3 整備工場の実態

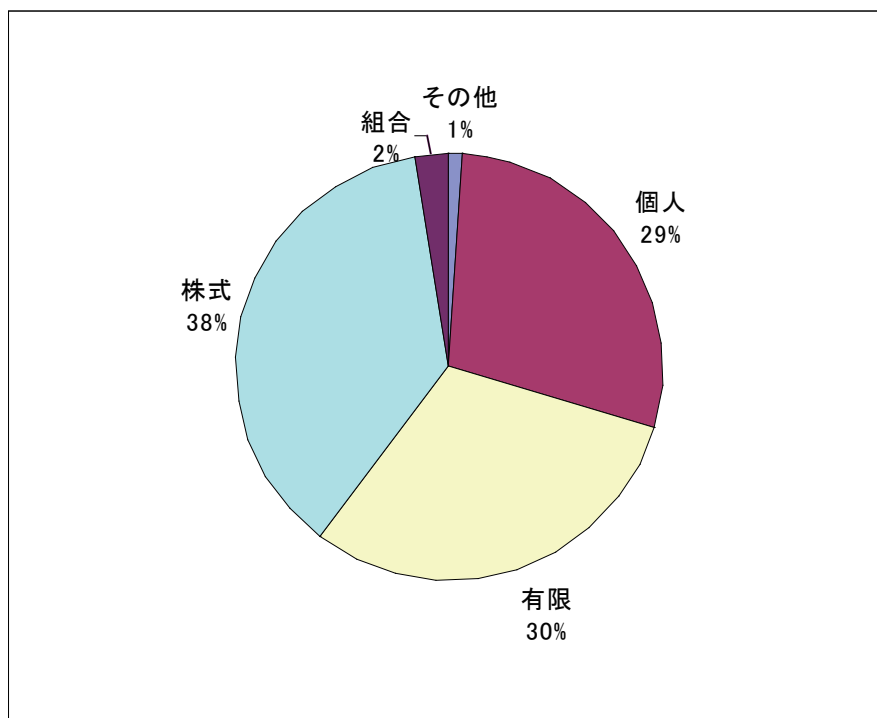
分解整備認証工場（ディーラーを除く）の区分

専業工場	自動車整備の売上高が全売上の50%を超える工場	5万5000工場
兼業工場	兼業部門（自動車販売、部品用品販売、石油販売等）の売上高が全売上の50%を超える工場	1万5000工場
自家工場	運送業者、タクシー会社の自家工場。主として自社が保有する車両の整備を行っている。	3900工場

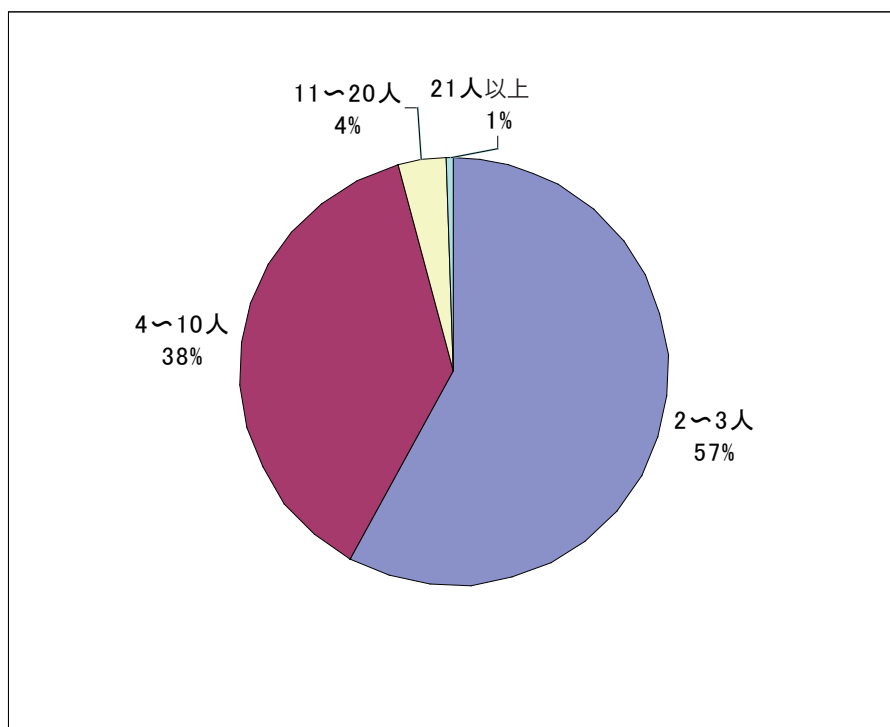
4-3-1 整備工場の企業形態

2008年の全国の分解整備認定工場（ディーラーを除く）の事業場数は7万3900工場、企業数は6万9000社である。

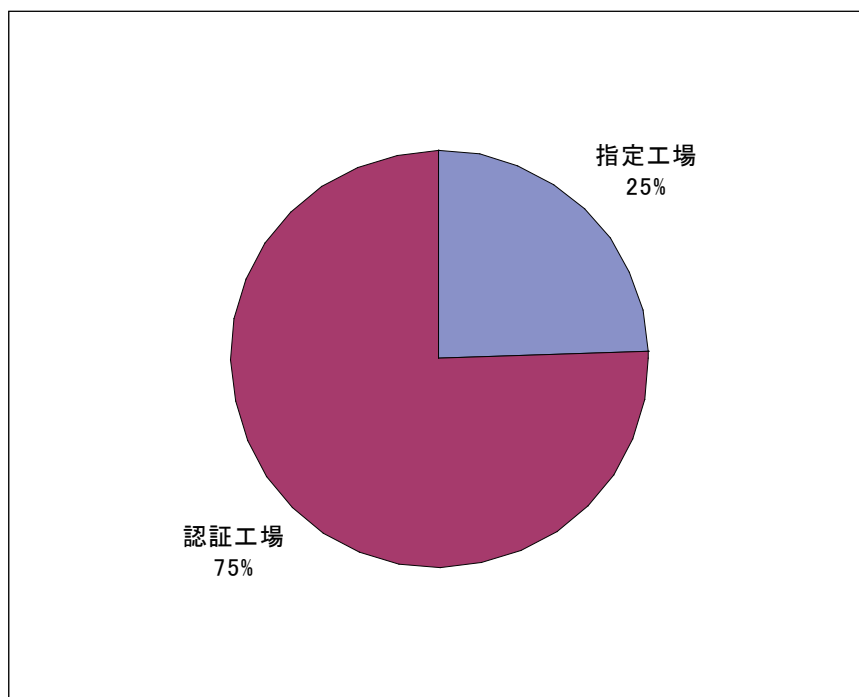
これを企業形態別に分けると株式が38%、有限が30%、組合が2%に対して個人経営が29%ある。



整備要員数別に分析すると、2～3人が全体の57%、4～10人が38%で、この合計で95%となる。



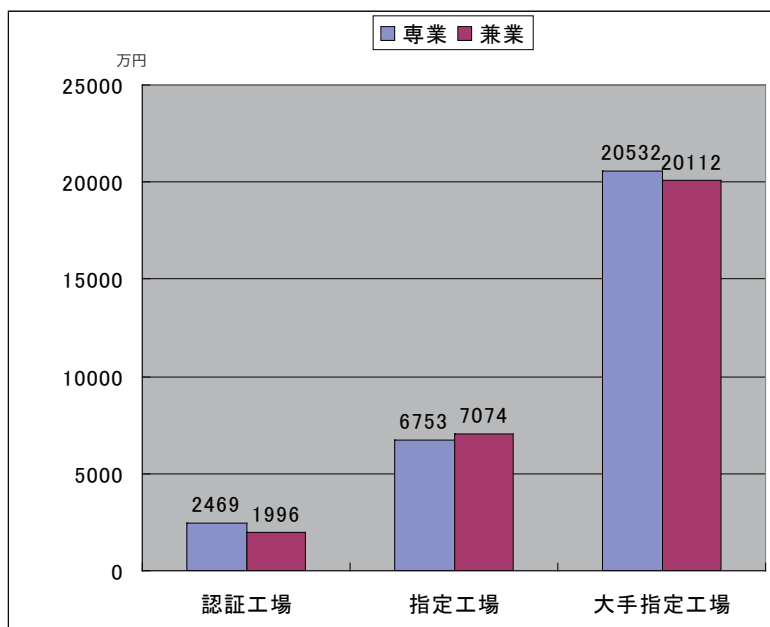
整備工場の指定工場比率は25%である。ディーラーは66%が指定工場。



4-3-2 整備工場の年間整備売上高と部品仕入額

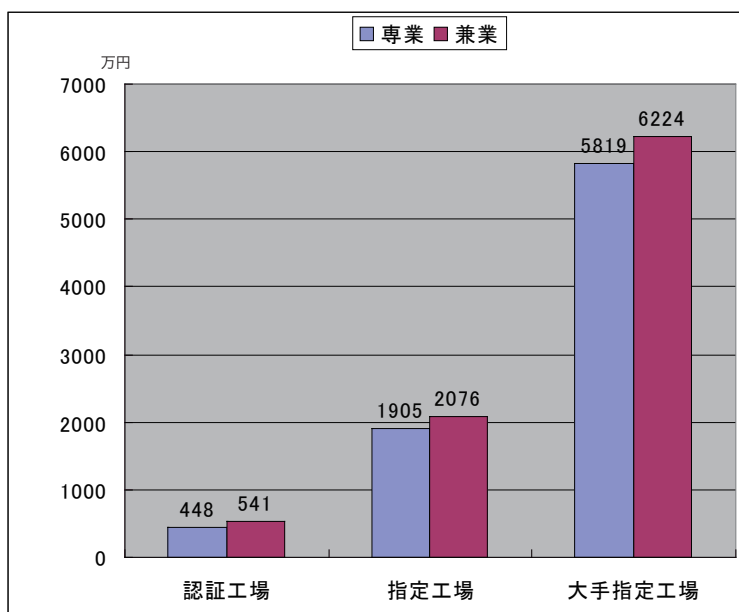
◎整備工場の規模別年間整備売上高（1工場当たり）

全体の75%を占める認証工場の1工場当たりの年間整備売上高は、専業工場で2469万円である。整備要員が4～10人の中堅指定工場で6753万円である。



◎整備工場の年間部品材料原価＝仕入額（1工場当たり）

全体の75%を占める認証工場の1工場当たりの年間部品材料原価は、専業工場で448万円である。整備要員が4～10人の中堅指定工場で1905万円である。



※整備売上高に占める部品材料原価は、専業の認証工場で18%、中堅の専業指定工場で28%である。この比率は年々、低下傾向にある。

4-4 自動車のメンテナンス に関する諸法令

自動車補修部品の需要は、自動車の長期使用により一部の部品が消耗・劣化したり、突発的な事故により破損することで生まれる。

あらゆる機械は、長期に使用すれば故障するが、自動車の場合は「壊れてから修理する」のでは危険である。

整備不良が原因で路上故障すれば、円滑な自動車交通を阻害する。衝突事故ともなれば対向車、さらには歩行者にも迷惑を掛けるからである。

そのため、ユーザーは自動車の使用に当たって適切なメンテナンスを行い「自動車を保安基準に適合するよう維持」することが法律で義務付けられている。

この「ユーザーによる車両の自主管理」をサポートし、確実な整備の実施を担保するものとして車検整備、定期点検の実施が義務付けられているのである。

補修部品の需要のかなりの部分は、こうしたメンテナンス・プログラムに沿って発生している。

以下に自動車のメンテナンスに係わる法令をピックアップする。

4-4-1 自動車ユーザーの義務

◎道路交通法

●整備不良車の運転の禁止（第 62 条）

車両等の使用者、車両等の装置の整備について責任を有する者、運転者は、その装置が道路運送車両法等の規定に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（整備不良車両）を運転させ、または運転してはならない。

◎道路運送車両法

●使用者の点検及び整備の義務（第 47 条）

自動車の使用者は、自動車を点検し、必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

●日常点検整備（第 47 条の 2）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準（自動車点検基準）により、灯火装置の点灯、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検し

なければならない（ただし事業用自動車等に付いては1日1回の運行前点検が義務付けられている）。

その結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態、または適合しない状態にある時は、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、または保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

●定期点検整備（第48条）

自動車の使用者は、自動車の車種毎に定められた期間ごとに、国土交通省令で定める技術上の基準（自動車点検基準）により自動車を点検しなければならない。

- ① 自家用乗用車等 1年毎
- ② 自家用貨物車等 6ヶ月毎
- ③ 事業用自動車等 3ヶ月毎

●点検整備記録簿（第49条）

自動車の使用者は定期点検整備簿を自動車の中に備え置かねばならない。また、法令で定められた点検・整備を行った時は以下のことを記載しなければならない。

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備の完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める事項

4-4-2 自動車ユーザーへの情報提供

◎道路運送車両法

●自動車の点検及び整備に関する手引（第57条）

国土交通大臣は、自動車を使用し、または運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため「手引」を作成し、これを公表するものとする。

●自動車の点検及び整備に関する情報の提供（第57条の2）

自動車メーカーは、その製作する自動車を点検及び整備するに当たり必要となる技術上の情報を使用者に提供するよう努めなければならない。

4-4-3 車検制度、整備命令等

◎道路運送車両法

●自動車の検査及び自動車検査証（第 58 条）

自動車（軽自動車及び小型特殊自動車を除く）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

（いわゆる「車検」についての規制が定められている。登録自動車は国土交通大臣の行う検査を。軽自動車は軽自動車検査協会が行う検査を受けねばならない）

自動車検査証には有効期間がある。

- ① 自家用乗用車：初回 3 年、以降は 2 年毎
- ② トラック（総重量 8 トン超）：1 年毎
- ③ トラック（総重量 8 トン以下）：初回 2 年、以降は 1 年毎
- ④ バス・タクシー：1 年毎
- ⑤ レンタカー（乗用車）：初回 2 年、以降は 1 年毎

◎道路運送車両法

●整備命令（第 54 条）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その自動車の使用者に対し必要な整備を行うべきことを命ずることができる。また、使用者が命令に従わない場合は使用を禁止することができる。

◎道路交通法

●車両の検査等（第 63 条）

警察官は、整備不良車両が運転されている時、車両を停止させ、運転者に対し自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、車両の装置について検査をすることができる。

4-5 補修部品流通の課題

補修部品の需要発生要因を列記すると以下のようになる。

- ・ユーザーの日常のメンテナンスにおける定期交換部品・消耗部品の交換
- ・車検整備・定期点検整備時における定期交換部品、消耗部品の交換
- ・車両事故後の修理における钣金部品・機能部品の交換
- ・車両故障による各種機能部品の交換
- ・ユーザーの嗜好、特種ニーズに根ざした付加価値部品への交換

補修部品販売の使命は、上記のニーズに対応して

品質の良い部品を

- ① 正確に
- ② 迅速に
- ③ 情報（納期情報・価格情報・商品情報）を付加して届けることである。

4-5-1 補修部品流通の特徴

補修部品は、他の商品（食料品、化粧品、雑貨、書籍等）とは異なる流通上の特性がある。

① 注文に際して品番翻訳が必要

補修部品の需要発生源は、一人一人のユーザーが保有している車両であり、対象となる車種・車型が明確に限定されている。

そこで、需要の発生した車種の情報をもとに該当する部品番号を検索し在庫を確認の上、発注する業務が必要となる。

② 商品アイテムが膨大

補修部品は基本的に車種（モデル）専用品であるから、そのアイテムは膨大である。消耗部品については多少の汎用化は図られているが、外装部品は100%専用である。また、需要は稼働中の車両の全体から発生する。現行車からすでに生産を中止した旧型車の部品まで供給しなくてはならない。

③ 出荷先が多く、広範囲に分布している

補修部品の需要は7500万台の保有車両から発生する。

販売先は整備工場、車体整備工場、カーショップ、ガソリンスタンド等と幅広い。

④ 迅速な供給が求められる

自動車は生活に密着した道具であり修理は緊急を要する。部品の注文は緊急を要する場合がほとんどである。

⑤ 「物」だけではなく「情報」が求められる

補修部品の販売業務は注文を受け、品番翻訳し、商品を調達し、配送するだけではない。商品に関係する様々な情報が求められる。

- ・適合情報、互換性情報（汎用化されているオイル、フルードも、車種により適合しない場合がある。また、部品・用品等の載せ替えが可能か？等の問合せがある）
- ・納期情報（何日の何時頃に届くかは、受注時に必要な情報となっている）
- ・価格情報（ユーザーへの提案販売を行うにも価格情報が必要になる）
- ・商品情報（ユーザーに交換を奨めるための商品知識、交換の必要性やメリット等）

4-5-2 地域部品商の役割

地域部品商は、概ね隣接する複数の市町村の範囲を営業地域とし、様々なルート（純正、優良、その他）より商品を仕入れ、テリトリー内の整備工場、钣金・塗装工場、ディーラー、ガソリンスタンド等に販売している。

取扱商品は、車検整備時に交換される消耗部品、定期交換部品の他に、タイヤ、オイル、バッテリー、ワイパーブレード等の軽整備部品、さらには事故車修理で交換される外装部品、機能部品と幅広い。

それぞれの店により得意分野は異なるが、国産メーカー全社の車両に対応する他、輸入車用の部品も取扱っているフルライン供給業者である。

◎デリバリー体制

地域部品商の武器は、キメ細かな配送体制である。顧客のニーズに合わせて、自社在庫の中から必要な部品をピックアップするだけでなく、自社在庫に無い部品についても、仕入先の地域デポより調達して、一括して整備工場等に配送している。

一日の配送回数は2回から、多い場合は4回を超える。

一般の整備工場には様々なメーカーの車両が入庫する。

メーカー横断で部品を調達・配送する地域部品商は、整備工場にとって極めて便利なビジネス上のパートナーである。